

電子契約・電子保証の対象拡大について

運用開始日

・現在対象としている工事請負契約のほか、令和8年4月1日(水曜日)以降に指名通知及び見積依頼した建設工事に係る設計、調査及び測量の業務委託を電子契約・電子保証の対象に追加します。

電子契約を希望する場合は、案件ごとに「電子契約申出書」の提出が必要となります。

電子契約の各手続きは、順次、電子メールでご案内致します。

受注者が電子契約、電子保証を希望しない場合は、従来の紙での契約、紙での保証証書になります。

電子契約は、事業者様にも多くのメリットがあります。

- ・コスト削減(印紙や印刷、郵送コスト)
- ・業務効率化(契約プロセス効率化、契約書管理の効率化)
- ・利用が簡単(アカウント登録なし、無料で利用可能)

ぜひ積極的な活用をご検討ください。

担当

電子契約：弁護士ドットコム株式会社 クラウドサイン

URL：<https://www.cloudsign.jp>

電子保証：東日本建設業保証株式会社

URL：<https://www.ejcs.co.jp/e-surety/>

お問い合わせ先

熊谷市役所契約課契約検査係

電話：048-524-1111（内線511）

メール：kojikeiyaku@city.kumagaya.lg.jp